

第 6 5 号議案

長岡京市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

長岡京市老人医療費の支給に関する条例(昭和 4 8 年長岡京市条例第 1 3 号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 6 6 号)の施行により高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 5 7 年法律第 8 0 号)が一部改正され、条例で引用している規定の変更及び所要の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市老人医療費の支給に関する条例（昭和48年長岡京市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費の額)</p> <p>第3条 国民健康保険法又は規則で定める医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従いその者に対し、その満たない額から、高齢者の医療の確保に関する法律第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に100分の20を乗じて得た額（ただし、同法第67条第1項第3号に該当する場合には100分の30を乗じた額）を控除した額（同法第84条及び第85条に該当する場合においては、当該控除した額にこれらの条の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費に相当する額を加算した額）を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(現物給付)</p> <p>第4条 第2条に規定する者が、規則で定める手続に従い、京都府の区域内にある健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他厚生労働大臣の定める病院、診療所又は</p>	<p>(医療費の額)</p> <p>第3条 国民健康保険法又は規則で定める医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従いその者に対し、その満たない額から、高齢者の医療の確保に関する法律第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に100分の20を乗じて得た額（ただし、同法第67条第1項第2号に該当する場合には100分の30を乗じた額）を控除した額（同法第84条及び第85条に該当する場合においては、当該控除した額にこれらの条の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費に相当する額を加算した額）を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(現物給付)</p> <p>第4条 第2条に規定する者が、規則で定める手続に従い、京都府の区域内にある健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第36条第4項の療養取扱機関その他</p>

改正後	改正前
<p>薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、老人医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>（医療費の支払）</p> <p>第6条 国民健康保険の被保険者である第2条に規定する者が、<u>第4条第1項</u>の規定により<u>保険医療機関等</u>から医療を受ける場合には、<u>国民健康保険法の規定</u>により当該<u>保険医療機関等</u>に支払うべき一部負担金は、老人医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、同法第42条第1項の規定にかかわらず、当該医療に関し、市長が<u>第4条第1項</u>の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。</p>	<p>厚生労働大臣の定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、老人医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>（医療費の支払）</p> <p>第6条 国民健康保険の被保険者である第2条に規定する者が、<u>第5条第1項</u>の規定により<u>国民健康保険法第36条第4項の療養取扱機関</u>から医療を受ける場合には、<u>同法の規定</u>により当該<u>療養取扱機関</u>に支払うべき一部負担金は、老人医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、同法第42条第1項の規定にかかわらず、当該医療に関し、市長が<u>第5条第1項</u>の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。</p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。